

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
23年 第6号	23. 2. 21	<p>譲先未定工業団地及び住宅団地の土地有効活用に関する陳情</p> <p>現在、県内に造成され分譲先が未だ決まらず更地で放置されている工業及び住宅用団地の土地(水戸の周辺だけでも数十ヘクタール存在)が多々見受けられる。このままでは、草刈りなどの維持管理費のみが発生し、税金の無駄遣いになりかねない。</p> <p>よって、分譲先が決まるまでの当面の土地有効活用について下記事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工業団地及び住宅用団地の未分譲地を分譲先が決まるまでの間、転用可能な場所について農地として活用する。 2 県は、無償または有償にて土地を耕作者に上記期間限定付きで貸し出す。 3 2項の結果、県は貸し出し期間中の当該土地の維持管理を図ると共に賃貸料を徴収(10a当たり10,000円程度)することにより収益を確保し県の財政改善に役立てる。 4 当該農地に栽培する作物は、県の戦略作物でもありかつ全国的なブランド品でもある痩せ地でも育つ「常陸秋蕎麦」を主とする。(春蒔き・夏蒔きの二期作を予定)。 5 本施策により、全国における本県の蕎麦作付のシェアアップ(現在本県は第7位)を図ると共にひいては国の食糧自給率のアップ(因みに蕎麦は現在7割を中国などからの輸入に頼る)に貢献する。 6 また、更地に「常陸秋蕎麦」を栽培することにより環境保全を図ると共に蕎麦の花により県のイメージアップに繋げる。 7 本施策に関し、管理農業法人等(可能であれば刈り取った蕎麦の調整、製粉及び販売も手掛ける)が立ち上がることにより、新たな雇用の創出となる。 8 上記法人は、今後工業団地内の分譲が進み耕作対象地が減少した場合には、後継者不足の周辺農家から作業受託を図り、工業団地外の耕作により経営を維持するものとする。 	個人	総務企画